

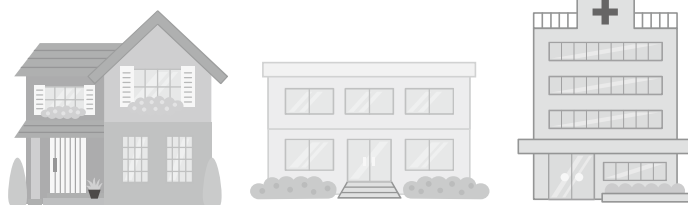
# 「お口いきいき診療連携システム」運営要領

## 1. 目的

介護が必要な状況になっても、地域住民が安心して、質の高い歯科保健サービスが受けられる地域を目指すために、関係機関や多職種が連携を図り、口腔に問題を抱える要介護高齢者等を対象として必要に応じ申込み書等の様式を活用して、訪問歯科診療及び口腔ケアを行うことを目的とする。

## 2. 運営(システムの流れ)

居宅、施設、病院等の寝たきりの要介護高齢者等で口腔内に問題を抱えている方



様式1・2により、本人・家族、ケアマネジャー、施設・病院スタッフ等が電話等でまず連絡し、FAXもしくは持参等により申込み

- ※かかりつけ歯科医院や自宅から近い歯科医院、歯科医師会窓口等（別紙参照）へ電話等で連絡し、様式1に記載し、FAXもしくは持参等により申込み
- ※状況に応じ、本人・家族、もしくは本人・家族の同意によりケアマネジャー、施設・病院スタッフ等が申込み
- ※様式1については、本人・家族の記入が難しい場合はケアマネジャー、施設・病院スタッフ等が記入し情報提供を行う

歯科医院が日程調整の連絡及び患者の情報収集を行う

- ※歯科医院は、本人・家族、ケアマネジャー、施設・病院スタッフ等と連絡をとり、日程調整と併せて必要により情報収集を行う  
(主治医等へ患者の状況確認)

訪問歯科診療の実施

- ※訪問歯科診療時には家族もしくはケアマネジャー、施設・病院スタッフ等が同席する
- ※緊急の場合を除き、診療日以外（日曜、祝日等）は行わない
- ※居宅・居宅扱いの施設においては、医療保険で診療し、介護保険がある場合、管理指導は居宅療養管理指導で行う
- ※居宅・居宅扱い施設以外においては、医療保険のみで診療
- ※訪問歯科診療を行う場合、歯科医師は様式2で報告を行う

必要に応じ定期的口腔ケアの実施

## 3. 様式(要保管)等

- 1) お口いきいき診療連携システム申込書・・・様式1
- 2) 訪問歯科診療を行う医療機関からの報告・・・様式2